

令和7年度 照度検査Ⅱ 要綱

担当班 4班

検査期間	10月14日(火)～11月13日(木)
検査対象教室	一般教室 2教室・コンピュータ教室 1教室(生徒の在室は必要なし) 但し、コンピュータ教室を全く使用しない場合は、一般教室3教室 照度Ⅰで何かしらのチェックがなかった教室の測定が望ましい <u>※一般教室とは 普段から授業で使用されている黒板のある教室</u>
検査時刻	午前10時～午後2時の間で実施
気象条件	特に指定なし
報告書提出期限	11月13日(木)

☆検査および報告書記入上の注意点

一般教室でタブレットパソコンを使用していますが、測定方法は今までの一般教室同様です。

①基準値 机上、黒板面とも300ルクス以上。500ルクス以上が望ましい

キーボード上 500～1000ルクス、ディスプレイ垂直照度 100～500ルクス程度

※報告書では、300ルクス以上が基準であり、望ましい値とは区別すること

※私用の照度計を使用する場合、機器補正、校正を留意すること

②照明器具は遅くとも測定前5分間は点灯し照度を安定させてから測定

③白衣は着用しない(白衣からの反射によって照度が実際より高くなるため)

④カーテンは閉めること 使用したカーテン、ブラインド部位を線で記入

ブラインドは状況に応じ調光を目的で使用する為、部分的に明るすぎる場合に角度を調整し使用する(遮光カーテンも状況により調整可)

⑤照度測定値記入例 191ルクス→200ルクス 201ルクス→210ルクス 1, 449ルクス→1, 500ルクス 1, 450ルクス→1, 500ルクス ※有効数字は2桁です。3桁の場合下1桁0、4桁の場合下2桁は00。

⑥最大最少照度比は小数点切り上げ。

2. 2 : 1 → 3 : 1 2. 9 : 1 → 3 : 1

⑦コンピュータ教室測定で、机上照度はキーボードの位置で測定

ディスプレイ画面垂直照度測定はディスプレイ画面を消した状態で測定

ディスプレイへの照明の写りこみとは、椅子に座ってCRT(ディスプレイ)を見た時
蛍光灯が光って見える場合が有りとなります

⑧まぶしさの判定基準

ア. 教室内の生徒から見て、黒板面の外側15度以内の範囲に輝きの強い光源(昼間の場合は窓)がないこと

イ. 見え方を妨害するような光沢が、黒板面及び机上面にないこと

ウ. 見え方を妨害するような電灯や明るい窓等が、テレビおよびディスプレイの画面に映じていないこと

⑨照度計は数が限られています。検査終了後は速やかに返却して下さい

⑩報告書提出にあたり、PC、紙書類に記入漏れの無いよう(特にカーテンの色・位置)お願いします 視聴覚TV自体がない場合、無しではなく「設置無し」と記入をお願いします

コンピュータ教室が使用されていない場合、普通教室の書面で結果提出をお願いします

⑪検査表を市薬ホームページよりダウンロードし、検査データ一覧表に整理されたデータを入力して薬事センターまでエクセルデータをメールで送信をお願いします。